

介護保険制度が改正されました

新しい介護保険にご理解とご協力をお願いします

No.1



平成12年にスタートした介護保険制度ですが、今年度で6年が経過することから、制度全般にわたる見直しが行われました。新しい介護保険は、「介護が必要になったときの保険」だけでなく、「できるかぎり要介護状態にならないように」という介護予防にも重点を置いた仕組みになります。今回より3回にわたって、制度の改正や平成18年度からの介護給付費、介護保険料などについて掲載しますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

改正点1 日常生活圏域と地域密着型サービスが設けられました

介護保険の要介護（要支援）認定を受けた方が、介護保険サービスを利用する場合、今までは利用者や家族などの希望によって、市内外を問わずサービス事業所のどこでも契約し、利用できましたが、この度の制度改正で「要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅、または地域で生活を継続することができるようにする」という目的から、原則として1つの市町村内であっても日常生活している地域ごとに複数の圏域を設けることになりました。その圏域を『日常生活圏域』といい、基本的にその圏域内の要介護（要支援）認定者しか利用できない『地域密着型サービス』が設けられました。

【日常生活圏域の設定】

当市では、介護サービスを提供する事業所や施設等について、旧各町で整備してきたなどの理由から、合併前の旧町を1つの日常生活圏域として、市内に4つの圏域を設定しました。

区 分	北秋田市	内 訳（設定された日常生活圏域）			
		旧鷹巣町	旧合川町	旧森吉町	旧阿仁町
圏 域 数	4	1 （旧鷹巣町全域）	1 （旧合川町全域）	1 （旧森吉町全域）	1 （旧阿仁町全域）

【地域密着型サービス】

地域密着型サービスは、次のとおりですが、利用にあたっては原則として日常生活圏域（当市の場合は、旧町ごと）を越えて利用することはできません。

サービスの名称	夜間対応型 訪問介護	認知症対応型 通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症高齢者 グループホーム	小規模介護 老人福祉施設 （29人以下の特養）
新・旧区分	新しいサービス	新しいサービス	新しいサービス	今までのグループ ホームが移行	新しいサービス

現在の認知症高齢者グループホームが、4月から地域密着型サービスへ移行することになるため、現在入居している方はそのまま継続して入居することができますが、新規に入居する場合は、原則として日常生活圏域内の要介護（要支援）認定者に限られます。

【お詫び】

2月6日、鷹巣地区（中央公民館）及び阿仁地区（山村開発センター）で開催した介護保険地区説明会で配布した資料のうち、第2期介護保険料との比較表に誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。なお、正規の比較表は次回の広報に掲載しますので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。

■介護保険に関するお問い合わせ先

福祉事務所 高齢者支援課 ☎（62）1112
合川支所 総合福祉課 ☎（78）2116
森吉支所 総合福祉課 ☎（72）3116
阿仁支所 総合福祉課 ☎（82）2112

改正点2

地域包括支援センターが新しく設置されます

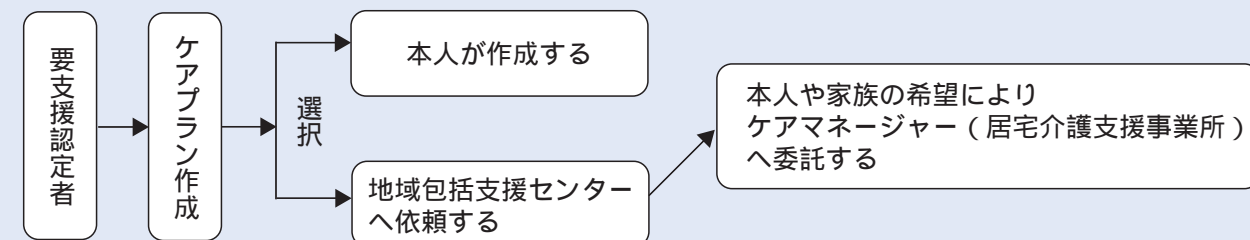
地域のさまざまな相談に応じたり、高齢者の心身の状態に合わせた支援を提供するため、「在宅介護支援センター」を設置していますが、この度の制度改正により、新たに「地域包括支援センター」を設置することになりました。

当市でも、市が直接運営している基幹型在宅介護支援センター1カ所と社会福祉法人等が運営する地域型在宅介護支援センター6カ所に対応していますが、その内、市の基幹型在宅介護支援センターを再編して、制度改正に伴う「地域包括支援センター」へ移行することにしました。（地域型在宅介護支援センターについては、従来どおりの予定です。）

なお、要支援認定を受けた方のケアプラン作成は、本人自らが作成するか本人や家族がケアマネジャーを選んで契約し作成していましたが、4月からは要支援認定者自ら作成する他は、全て地域包括支援センターが行うことに義務化されました。（要介護1～5の認定者は今までと変わりありません。）

しかし、既に要支援認定を受け、ケアプラン作成をケアマネジャーに委託している方については、円滑で継続的なサービス利用ができるよう、本人や家族の希望をお伺いし、できるだけ希望に添ったケアマネジャーにケアプランの原案作成をお願いする方針です。（新規認定者についても同様の扱いとする予定です。）

【要支援認定者のケアプラン作成】



改正点3

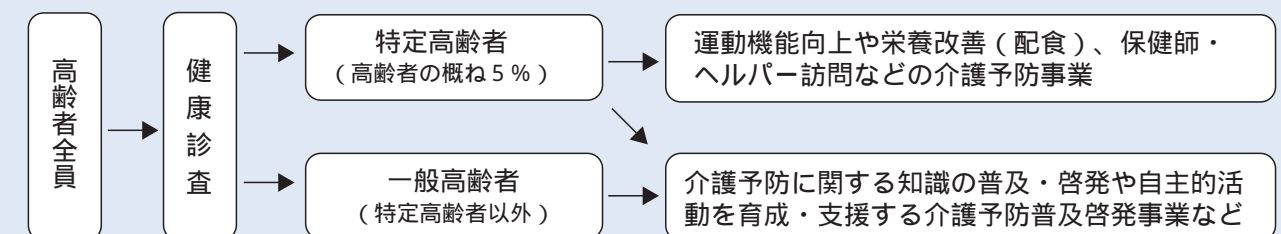
介護予防のため地域支援事業を行います

今までの介護保険は、要介護（要支援）認定を受けた方を対象とした「保険給付事業」でしたが、4月からは介護保険の認定を受けていない皆様にも「介護予防に関するチラシの配布」や「ボランティア団体などが行う介護予防活動に参加する」等によって、介護予防に努めていただくことになりました。

特に介護や支援が必要な状態に近いと認められる方々（高齢者全体の約5%の方々）には、「運動をしていただく」ことや「配食によってバランスのとれた栄養を取っていただく」などのサービスを提供します。

なお、介護が必要な状態に近いと認められる方を『特定高齢者』と呼び、毎年行っている集団健診や病院等で行う健康診査で高齢者全体の中から選ぶことになっています。

【地域支援事業のイメージ】



その他、市ではこれまでの一般高齢者向けの福祉事業を継続して行う予定です。



No.2

次号（3月16日号）では、介護保険の被保険者数や認定者数の推移、サービス事業所の整備方針、保険料について掲載します。